

## 熊谷市緑のリレー事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の緑を守り育て、緑豊かな熊谷市を築くため、樹木の提供を希望する者（以下「樹木提供希望者」という。）と樹木の引取りを希望する者（以下「樹木引取希望者」という。）とのあっせんを行う緑のリレー事業（以下「事業」という。）により移植された移植工事に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移植工事 樹木の掘取、運搬及び植栽の全ての工程が行われる工事をいう。
- (2) 移植対象樹木 移植工事の対象となる樹木をいう。
- (3) 幹周り 樹木における地上から1.2メートルの幹の外周をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる移植工事は、次に掲げる要件の全てを備えたものとする。

- (1) 事業により、樹木の譲り渡しのあっせんを受けたものであること。
- (2) 移植対象樹木の高さが、地上から2メートル以上であること。
- (3) 市内に現存する樹木を、市内に移植するものであること。
- (4) 掘取り、運搬及び植栽が可能であること。
- (5) 生育状態が良好であること。
- (6) 市内に事業所を有する造園業者により移植工事を行うものであること。
- (7) 同一地番内での移植工事でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、移植対象樹木の幹周りに応じて、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 樹木引取希望者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移植工事の完了後に、熊谷市緑のリレー事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事発注者の氏名、移植工事日、施工事業者名及び所在地並びに移植工事の費用が記載された領収書原本
- (2) 移植工事後の現況写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、熊谷市緑のリレー事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は熊谷市緑のリレー事業補助金不交

付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をしたときは、申請者の指定した金融機関の口座に振込みの方法により支払うものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱その他法令の規定又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による取消しをしたときは、その旨を熊谷市緑のリレー事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消された者が、既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（様式第5号）により返還を命じることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

樹木の幹の外周	補助額
15センチメートル未満	1本につき6,000円
15センチメートル以上25センチメートル未満	1本につき13,000円
25センチメートル以上40センチメートル未満	1本につき25,000円
40センチメートル以上60センチメートル未満	1本につき50,000円
60センチメートル以上	1本につき60,000円